

令和6年度京都市くらし応援給付金（調整給付）

よくあるお問合せ

※<振込>Q1を修正（9月17日更新）

※<その他>Q4、5を追加。（9月10日更新）

<対象者・給付基準について>

Q1 定額減税とは何か。

A1 納税義務者本人及び扶養親族等1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の住民税所得割から1万円を減税するものです。（ただし、国外居住者は除きます。）

Q2 定額減税の対象者とはどのような方か。

A2 合計所得金額が1,805万円以下の方（給与収入のみの方の場合は給与収入2,000万円以下の方）が対象となります。

ただし、定額減税前の時点で所得税及び住民税所得割が課税されない方は、定額減税の対象外となります。

なお、定額減税の対象になるかどうかは、以下へお問い合わせください。

・所得税における定額減税

所得税定額減税コールセンター（国税庁） TEL 0120-741-237

・住民税における定額減税

京都市行財政局税務部市税事務所市民税室 各担当

Q3 私が「令和6年度京都市くらし応援給付金（調整給付）」（以下、「給付金」という。）の支給対象者かどうか確認したい。

A3 支給対象は、定額減税の対象者であり、定額減税可能額が、所得税又は住民税所得割を上回る方となります。

具体的には、以下の①～③の要件を全て満たす方（納税義務者）です。

①令和6年1月1日に京都市において住民登録がある方、または居住実態がある方など、令和6年度の住民税が京都市で課税されていること。

②令和6年分推計所得税（令和5年分所得等から算出）と令和6年度個人住民税所得割のいずれか一方が課税（0円超）であること。ただし、合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

③本人及び配偶者を含めた扶養親族の人数（国外居住者を除く。）に基づき算定される定額減税可能額が、本人の令和6年分推計所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額を上回ること。

Q 4 給付額は、どのように算出されるのか。

A 4 所得税及び個人住民税所得割から控除（定額減税）しきれなかった額の合計を、1万円単位に切り上げて算出します。具体的には、以下の式に基づき算出します。

給付額 = 以下の①+②（1万円単位に切り上げ）

①所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額（①<0の場合は0）

②個人住民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額

（②<0の場合は0）

※定額減税可能額の基礎となる減税対象人数（本人+扶養親族等の数）について疑義がある場合は、市税事務所にお問い合わせください。

Q 5 「定額減税可能額」、「令和6年分推計所得税額」、「令和6年度分個人住民税所得割額」は、それぞれどういうものか。

A 5

○定額減税可能額

所得税及び住民税所得割から減税される以下の額の合計です。例えば単身世帯であれば、最大で4万円が減税されます。

・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

※「減税対象人数」…納税義務者本人+同一生計配偶者（国外居住者を除く。）+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む。国外居住者を除く。）の合計人数。

○令和6年分推計所得税額

令和5年分の所得金額や扶養人数等の情報を基に算出した推計額です。令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しません（年末調整や確定申告により確定する）ので、令和5年の所得等から推計した額を基に、調整給付額を算出しています。

※推計のため、実際の令和5年分の所得税額と誤差が発生することがあります。

○令和6年度分個人住民税所得割額

令和5年中の所得金額に応じて課税される個人住民税の所得割額のことです。住民税が課税されている方については、納税通知書（給与天引きの方は、特別徴収税

額の決定通知書)に記載されていますのでご確認ください。

Q 6 住民税の納税通知書の見方を知りたい。

A 6 「定額減税額：0円」と記載されている方は、非課税又は均等割のみ課税の方や、所得超過により定額減税の適用対象外となった方です。

「所得割から控除しきれなかった額：〇〇〇〇円」と記載されている方は、調整給付の対象です。住民税の定額減税対象でない方や定額減税しきれている方の納税通知書には印字されません。ただし、この記載がない方であっても、所得税における定額減税の対象となっている場合があります。

Q 7 当初納税通知書を受け取った後、住民税の修正申告等により、課税内容が変更になった（税額増又は減、扶養親族の追加等）場合、住民税や調整給付の額は修正されるのか。

A 7 住民税については、修正申告等に基づき修正されます。詳細は市税事務所にお問い合わせください。調整給付については、所得税や住民税に変更があったとしても、給付額の変更は、原則、行いません。令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、当初の給付額に不足が生じる場合等は、令和7年に当該不足分の給付を行う予定です。一方、過大に給付を行っていた場合は、返還の必要はありません。

ただし、令和6年6月3日時点では、調整給付の対象ではなかったが、修正申告等により課税内容が変更となり、新たに調整給付の対象となった場合（所得税、住民税所得割ともに課税されていなかったが、所得税課税又は住民税所得割課税に変更になった場合等）は、申出書を提出することにより、令和6年中に給付を受けられる場合があります。

修正申告等が遅れたことなどにより、令和6年9月30日時点で、京都市において課税内容の変更が確認できなかった場合は、給付を行えないことがあります。以降に、調整給付の対象であることが判明した場合は、令和7年に給付を行う予定です。

Q 8 所得税はかかっているが、住民税所得割はかかっていない（又は、所得税はかかっていないが、住民税所得割はかかっている）場合、調整給付の対象となるのか。

※ここでの税額は、いずれも定額減税「前」の額を指します。

A 8 所得税と住民税所得割のいずれか一方がかかっている（0円超である）場合

は、調整給付の対象となります。

※住民税には所得割と均等割がありますが、調整給付の対象は所得割額により判定します。

Q 9 所得税がかかっておらず、住民税所得割もかかっていないが、住民税均等割のみ課税されている場合、調整給付の対象となるか。

※ここでの税額は、いずれも定額減税「前」の額を指します。

A 9 所得税なし、かつ住民税所得割の課税なし（均等割のみ課税）の場合は、調整給付の対象になりません。

Q 10 年金のみ受給しているが、調整給付は受けられるのか。

A 10 所得が年金のみの方も、要件を満たしていれば調整給付の対象となります。詳しい支給要件や計算方法等は、Q 3～Q 5を御確認ください。

Q 11 令和6年1月2日以降に京都市から転出したが、京都市において給付金の支給対象となるのか。

A 11 令和6年1月1日（令和6年度個人住民税の賦課期日）に京都市において住民登録のある方、または居住実態のある方など、令和6年度の住民税が京都市で課税されている方で、調整給付の対象となる方には京都市から案内文書をお送りしております。

Q 12 6月から定額減税がされているが、調整給付を受けるにあたり、何か手続きは必要か。

A 12 定額減税しきれないと見込まれる方には、以下の案内文書をお送りしています。

- ・支給のお知らせ（本市において振込口座情報を把握できた方）
→手続きは不要です。
- ・確認書（本市において振込口座情報を把握できなかった方）
→支給要件を確認し、振込口座の記入、署名等のうえ返送してください。
※提出期限：令和6年10月31日（木曜日）（必着）

Q 13 届いた案内文書に記載されている「令和6年分推計所得税額」は、「令和5年所得等を基にした推計額」とのことだが、実際の令和5年分の所得税とは異なった金額となっているのはなぜか。調整給付額が過少となっているのではないか。

A 13 調整給付については、令和6年分所得税における減税額確定（令和6年12月年末調整、令和7年3月確定申告）を待たず、令和6年に入手可能な課税情報（令

和5年分所得等の情報)を基に給付額を算定し、前倒しで給付することとしています。

令和6年分の推計所得税額は、令和5年分の課税情報を基に「推計」したものであり、実際の令和5年分所得税額とは異なることもありえますが、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年に不足分の給付を行う予定であり、対象の方に不利が生じないような仕組みとなっております。

<振込>

Q1 (修正) 【支給のお知らせ】いつ頃に振り込まれるのか。

A1 7月30日に振込済みです。振込エラー等により振込ができていない場合は、本市から不備通知を送付しておりますので、御対応ください。

Q2 【確認書】返送してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A2 書類に不備等がなければ、概ね1か月程度で振込となります。

<その他>

Q1 給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となるのか。また、生活保護受給世帯は被保護者の収入認定になるのか。

A1 課税対象や差押対象とはなりません。また、収入認定としない取扱いとなっています。

Q2 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。

A2 「令和6年度京都市くらし応援給付金(調整給付)」に係る案内文書は本市から7月3日以降に支給対象の方へ送付しており、詐欺ではございませんのでご安心ください。

なお、ホームページに掲載している送付用封筒を用いて発送しておりますので、ご確認ください。

Q3 相談窓口はどこにあるのか。

A3 以下の場所で、相談窓口を設置しております。

住 所：京都朝日ビル4階

(京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65)

開庁時間：平日午前8時45分～午後5時30分

Q 4 (追加) しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。期限内の申請が必須の場合は、どうすればよいか。

A 4 調整給付の対象となる方には、令和6年1月1日現在の居住地（住民登録地又は居住実態のある住所）に案内文書をお送りしています。令和6年1月1日現在と異なる場所にお住まいの場合は、「確認書等転送依頼届」を提出いただければ、支給対象の方には、当該届に記載いただく住所に案内文書をお送りします。なお、「確認書等転送依頼届」は当ホームページからダウンロードいただくかコールセンターにお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

また、入院中で案内文書の確認ができないなどの事情があっても、申請期限（令和6年10月31日（必着））の延長は認められません。受給を希望される場合は、御家族に手続きを依頼するなど、期限内に申請をお願いします。

Q 5 (追加) 確認書及び申出書について、代筆は可能か。

A 5 支給対象者本人による申請（申請手続き、不備への対応、本市からの通知文書の受取等）が困難な場合は、代理人申請いただくことも可能です（代理人が受給する場合（代理人口座への振込等）は要件があります。）。

また、本人への了解を得た上で、確認書、申出書について、御家族や御友人等に代筆いただいても構いません（代筆される方はどなたでも結構です）。代筆のみであれば、代理人申請欄への記入や代理人申請に必要な添付書類を送付していただく必要はございません。